

令和8年安曇野市議会 3月定例会

討 論 発 言 通 告 書

令和8年2月20日  
安 曇 野 市 議 会

提出順	/	発言順	/	令和 8 年 2 月 20 日
				午前・ <del>午後</del> 2 時 42 分受領

( 1 枚中No.1 )

2026年 2月20日

(宛先) 安曇野市議会議長 増田 望三郎

安曇野市議会議員 白 井 泰 彦

## 討 論 発 言 通 告 書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 8 年安曇野市議会 3 月定例会 (第 回臨時会)
議案番号等	■議案 □議員提出 □請願 □陳情 □その他 第23号
議案名等	令和7年度安曇野市下水道事業会計補正予算 (第2号)
賛成・反対の別	□賛成 ・ ■反対

討論内容 (具体的に記載してください)

- 1 1 款 2 項3目68節の過年度下水道使用料および5目63節の還付加算金 に係る事業者が設置した下水道メーターは、計量法にもとづく交換期限を超過して使用していたもので、検針の値は、適正なものとは言えない。
- 2 本件下水道メーターは、リストから漏れていたということであるが、リストになくてなぜ検針者につながっているのか理解できない。
- 3 農業者などが下水道に流さない汚水排除水量を計る子メーターは、その数値の報告は自己申告であるが、計量法にもとづく検定証印を受けた水道メーターを使用している。水道メーターのメーカーも出荷後に検針の数値の桁が変わるような操作のできる水道メーターはないと言っていることと、本件下水道メーターには検定証印があるという答弁との矛盾は解消できない。
- 4 以上1~3のように、対象期間の検針の値の不適正さ、リストにないのにもかかわらず検針されていることの疑義、出荷後に検針の数値の桁が変わるような操作のできる水道メーターは計量法にもとづく検定証印を受けた水道メーターとは言えないことから、正当性が疑われるメーターの数値を根拠に算定された返還金の額も正当性がないことから、これを事業者に戻すべき金額とすることは正当とは言えない。